

ID: 190

担当部署: 市民生活部 人権・男女共生課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>退館命令等</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例 第6条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成24年条例第38号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (使用の制限)                  第6条 市長は、男女共同参画センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、男女共同参画センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。                  (2) 建物、設備、機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。                  (3) 営利行為を目的とするとき。                  (4) 男女共同参画センター設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。                  (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 191

担当部署: 市民生活部 人権・男女共生課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用許可の取消し等</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例 第8条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成24年条例第38号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (使用許可の取消し等)                  第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは退館を命じることができる。                  (1) 第6条各号のいずれかに該当したとき。                  (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。                  (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 192

担当部署: 市民生活部 人権・男女共生課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収																															
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例 第10条																															
<b>例 規 番 号</b>	平成24年条例第38号																															
<p><b>【根拠条文】</b>                      (使用料)                      第10条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用するとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。</p> <p>別表(第10条関係)                      施設使用料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">広さ (m<sup>2</sup>)</th> <th rowspan="2">収容人員 (人)</th> <th colspan="3">施設使用料金(円)</th> </tr> <tr> <th>午前9時30分～正 午</th> <th>午後1時～午後3時</th> <th>午後3時～午後5時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小会議室</td> <td>19</td> <td>12</td> <td>500</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>大会議室1</td> <td>62</td> <td>45(66)</td> <td>1,620</td> <td>1,320</td> <td>1,320</td> </tr> <tr> <td>大会議室2</td> <td>50</td> <td>30(54)</td> <td>1,320</td> <td>1,120</td> <td>1,120</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 収容人員の欄の( )書は、最大収容人員とする。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>						室名	広さ (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)	施設使用料金(円)			午前9時30分～正 午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	小会議室	19	12	500	400	400	大会議室1	62	45(66)	1,620	1,320	1,320	大会議室2	50	30(54)	1,320	1,120	1,120
室名	広さ (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)	施設使用料金(円)																													
			午前9時30分～正 午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時																											
小会議室	19	12	500	400	400																											
大会議室1	62	45(66)	1,620	1,320	1,320																											
大会議室2	50	30(54)	1,320	1,120	1,120																											
<b>備考</b>																																
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 28 年 4 月 1 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和 2 年 10 月 1 日																													